

第3回 AI利活用に伴う契約時の留意事項検討会

事務局資料

本日の目的

これまでの検討状況

11/17(水)に第2回検討会を実施

- 策定背景・目的・チェックリストについては概ね合意
- 「補足的な留意点」については重要な論点が多いため、「チェックリスト運用上の留意点」と整理し直した上で、委員の皆様にもご意見をいただきつつ、記載内容の拡充や新規ドラフトの作成を行った

本日の議論内容

- 第2回検討会の振り返り
 - 第2回検討会にて頂戴したご意見に対する、事務局の回答/対応についてご共有すること
- チェックリストの概要に関するご説明
 - ユースケースやチェックリストの概要図等、チェックリストの主要な要素について整理し、ご説明差し上げること
- チェックリスト（案）に関するご議論
 - 特にご意見を頂戴したい議論ポイントについて事務局より共有のうえ、皆様とご議論すること
- 今後の進め方の確認
 - 今後の進め方を確認すること

目次

1. 第2回検討会の振り返り	-----2
2. チェックリストの概要に関するご説明	-----6
3. チェックリスト（案）に関するご議論	-----14
4. 今後の進め方の確認	-----20

第2回検討会でのご意見と事務局の回答/対応（1/3）

タイトル	第2回検討会にていただいたご意見	事務局の回答/対応
AI活用の流れにおける主体と対象とする契約	AI事業者ガイドラインにおけるAI開発者・AI提供者・AI利用者という3類型の整理のうち、AI利用者は、全ユーザのうち一部を捉えた概念であるため、誤解を与えないために補記が必要	以下の注記を掲載予定。 「事業者ガイドライン上、「AI利用者」は全てのユーザを意味する概念ではないことには注意が必要である。「業務外利用者（事業活動以外でAIを利用する者又はAIを直接事業で利用せずにAIシステム・サービスの便益を享受する、場合によっては損失を被る者）」は、AI利用者に該当しない（事業者ガイドライン4頁）。もっとも、チェックリストは、事業者によるAI利活用の場면을対象としているため、「AI利用者」に該当するケースがほとんどであると考えられる。」
構成	アウトプットの構成について、個人情報保護法に関する注意喚起およびセキュリティに関する留意点はメインの部分に記載するのはどうか？	チェックリスト案においても個人情報規制・セキュリティに関連する検討ポイントは記載しており、紙幅の制約を踏まえると、現状の記載の配置がバランスがよいと考える。

第2回検討会でのご意見と事務局の回答/対応（2/3）

タイトル	第2回検討会にていただいたご意見	事務局の回答/対応
法的観点からの留意点	事実上取りうる対応について、紙面のボリュームを考慮のうえ、ブレイクダウンした詳細な記述にするか？	検討の結果、【資料4】に記載の粒度感としており、本日ご議論いただきたい。
	アウトプットに条項の例文を記載するか？その場合、チェックリストの項目として記載するか、別添として記載するか？また、個社の個別具体の条項を記載するか、一般化された条文を記載するか？	従来のご意見を踏まえ、事務局にて以下のとおり検討しており、記載はしない方向でご提案したい。 (a)例文を掲載することはわかりやすさに資する (b)METI公表物として個社の利用規約に言及し、一定の評価を加えることは難しい (c)例文を挙げると「例文どおりの契約条件でなければ受入不可」といった目線感を与えかねない (d)利用規約の顕著な動向を分析できるほどのサンプル数が確保できていない
	条項の具体的イメージとして、サービスの種別ごとにどのような傾向があるのか等、分析の概要を記載するか？	

第2回検討会でのご意見と事務局の回答/対応（3/3）

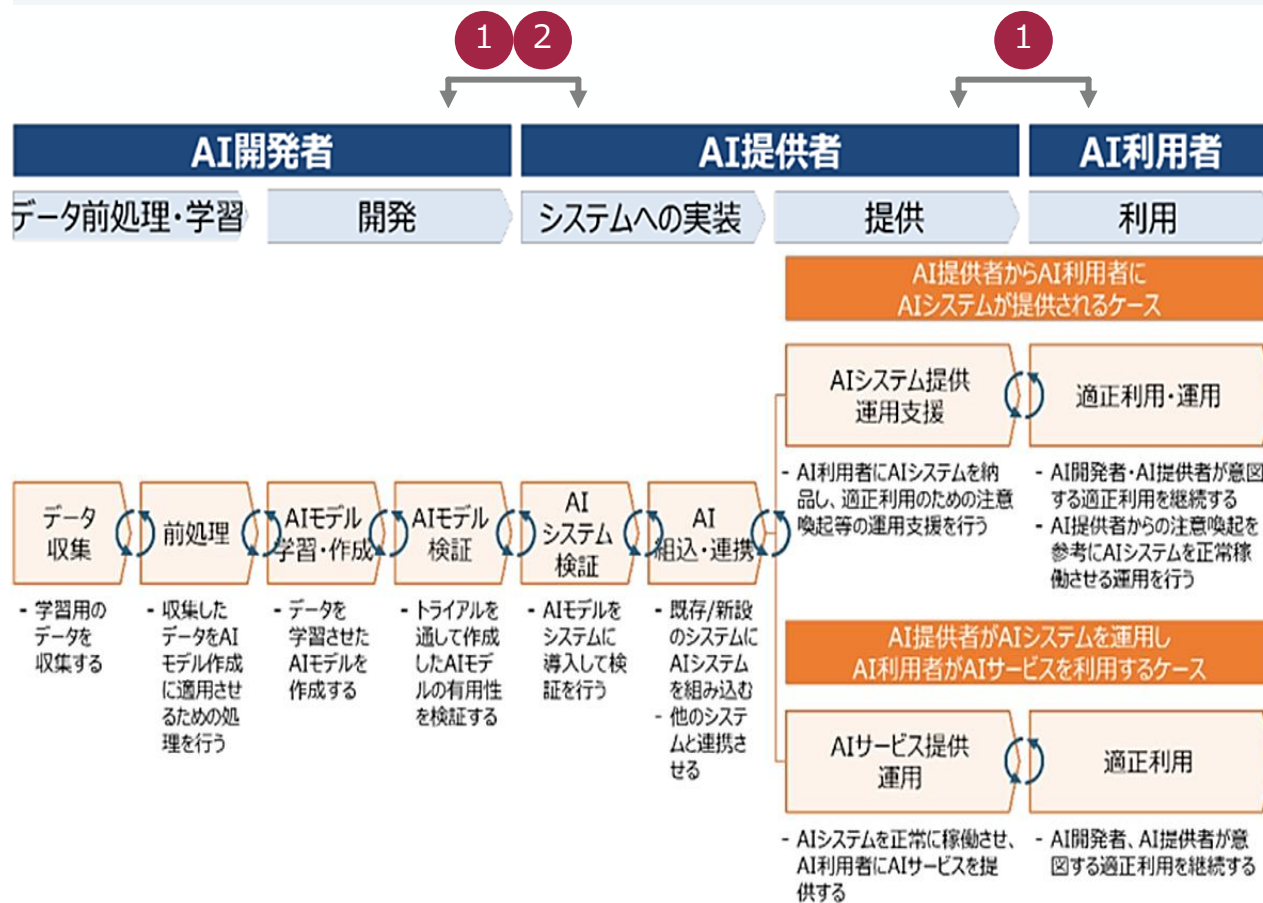
タイトル	第2回検討会にていただいたご意見	事務局の回答/対応
データ提供に関する留意点	データ提供に関する留意点について、ベンダ側がプロンプトの情報をどのような形で使えるようになっているのか（それを学習に使っているのか）を分岐点としつつ一定の記載が可能か？	検討の結果、補足的な留意点（「4.2 インプット提供に関する留意点」）に記載する方針とさせていただきます（【資料4】参照）。
データの種別に応じた記載	入力データの性質に応じて留意すべきものには、個人情報の他に営業秘密や第三者の秘密情報等もあるため、その点をチェックする項目も記載するか？	

目次

1. 第2回検討会の振り返り	-----2
2. チェックリストの概要に関するご説明	-----6
3. チェックリスト（案）に関するご議論	-----14
4. 今後の進め方の確認	-----20

AI活用の流れにおける主体と対象とする契約

- 本チェックリストでは、①利用型契約、②開発型契約を対象とし、AI提供者・AI利用者が本チェックリストを使用する想定



対象とする契約

① 利用型契約

- 生成AIサービスに代表される幅広い利用者を想定した汎用的AIサービスの提供が想定されており、利用契約における条項が広く検討対象

② 開発型契約

- 汎用的AIサービスの利用契約の一般的な条項に加え、開発型契約としての要素や留意事項を必要に応じて加味することで、各類型における主な検討対象となる契約条項が概ねカバーされる

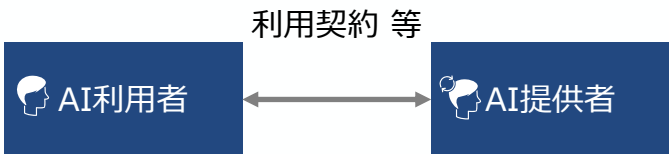
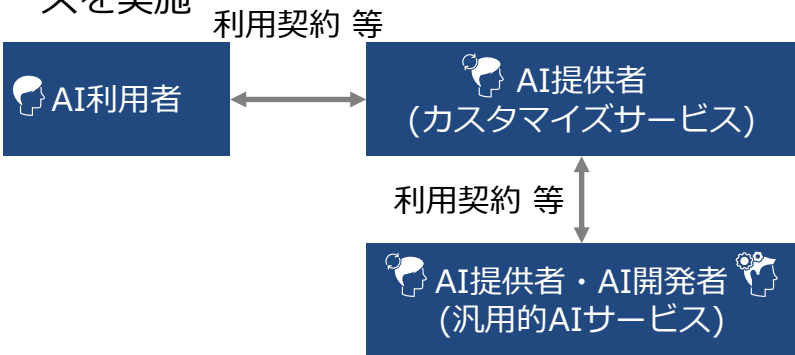
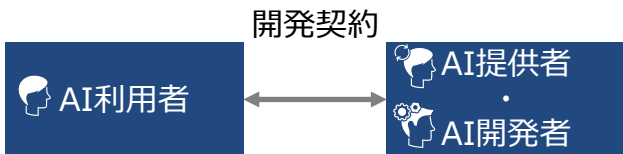
※ユースケースを想定するに当たり留意すべき点として、契約上、AI開発者・AI提供者・AI利用者はAI関連サービスの種別に応じて立場が入れ替わる点が挙げられる。

例えば、【類型2：カスタマイズ型】において提供されるカスタマイズサービスは、他者が提供する汎用的AIサービスを組み込んだサービスである場面を想定している。カスタマイズサービスを提供する事業者（AI提供者）は、①カスタマイズサービスの利用者（AI利用者）との関係ではサービスの提供者（ベンダ）として関与するが、②基盤モデルを基礎とした汎用的AIサービスを提供するAI開発者・AI提供者（ベンダ）との関係では、汎用的AIサービスの利用者（ユーザ）になる。

したがって、チェックリストの用語上、AI関連サービスを提供する者を「ベンダ」、これらを利用する者を「ユーザ」と定義する。

AIユースケースの主な類型と場面イメージ

- AIユースケースは、AI利用者・提供者・開発者の関係から、大きく分けて以下3類型が存在

	汎用的AIサービス利用型	カスタマイズ型	新規開発型
類型の概要	AI利用者が、AI提供者による汎用的AIサービスを利用契約等に基づき利用  <pre>graph LR; A[AI利用者] <--> 利用契約 等 B[AI提供者]</pre>	- AI利用者が、自社のためにカスタマイズされたAIサービス（カスタマイズサービス）を利用契約等に基づき利用 - カスタマイズサービスを提供するAI提供者は、汎用的AIサービスを提供するAI開発者又はAI提供者と利用規約等に基づき、カスタマイズを実施  <pre>graph TD; A[AI利用者] <--> 利用契約 等 B["AI提供者
(カスタマイズサービス)"]; B <--> 利用契約 等 C["AI提供者・AI開発者
(汎用的AIサービス)"]</pre>	AI利用者が、AI開発者・AI提供者と提携して独自のAIシステムを開発・利用  <pre>graph LR; A[AI利用者] <--> 開発契約 B["AI提供者・AI開発者"]</pre>
場面イメージ	小売事業者・製造事業者・サービス事業者等（AI利用者）が、マーケティングの一環で、顧客の来店・購入履歴（氏名、年齢等の情報や、実際に購入した商品・サービスの履歴が含まれたもの）を大規模言語モデルのプロンプトに入力し、嗜好や注意点の分析についてのアウトプットを求めるために、AI提供者と契約するケース	小売事業者・製造事業者・サービス事業者等（AI利用者）が、ユーザーエクスペリエンス改善のため、AIチャットボットサービスのAI提供者に対して、自社の業態や製品・サービスに特化したカスタマイズサービスの提供を求める。この際、AI提供者は、汎用的AIサービス提供者等（AI開発者・AI提供者）との利用規約等に基づき基盤モデルを利用し、モジュールやデータベース等を新規に開発するケース	製造事業者（AI利用者）が、自社製品の制御プログラムや稼働データを基に、製品の異常を早期に検知するためのシステムをAI開発者・AI提供者と提携して開発・利用するケース

3.2.チェックリストの対象となる条項（1/2）

- 本チェックリストでは、AI利活用に伴い、特に特徴的と思われる条項を主として取り上げる

チェックリストは、AI関連サービスの利用に際して、ユーザがベンダに対し「インプット(A)」を提供し、ベンダがサービス内容に応じた「アウトプット(B)」を出力・提供する場面を想定している。ベンダがユーザから提供されたインプットを用いて、アウトプット以外の処理成果（「インプット処理成果(A-6)」）を創出することや、ユーザがアウトプットを処理することにより何らかの処理成果（「アウトプット処理成果(B-6)」）を得ることも想定されている。

Ⓐ インプット：プロンプト、学習用の生データ 等

Ⓑ アウトプット：分析結果・コンテンツ等のAI生成物、AIシステム等の成果物 等

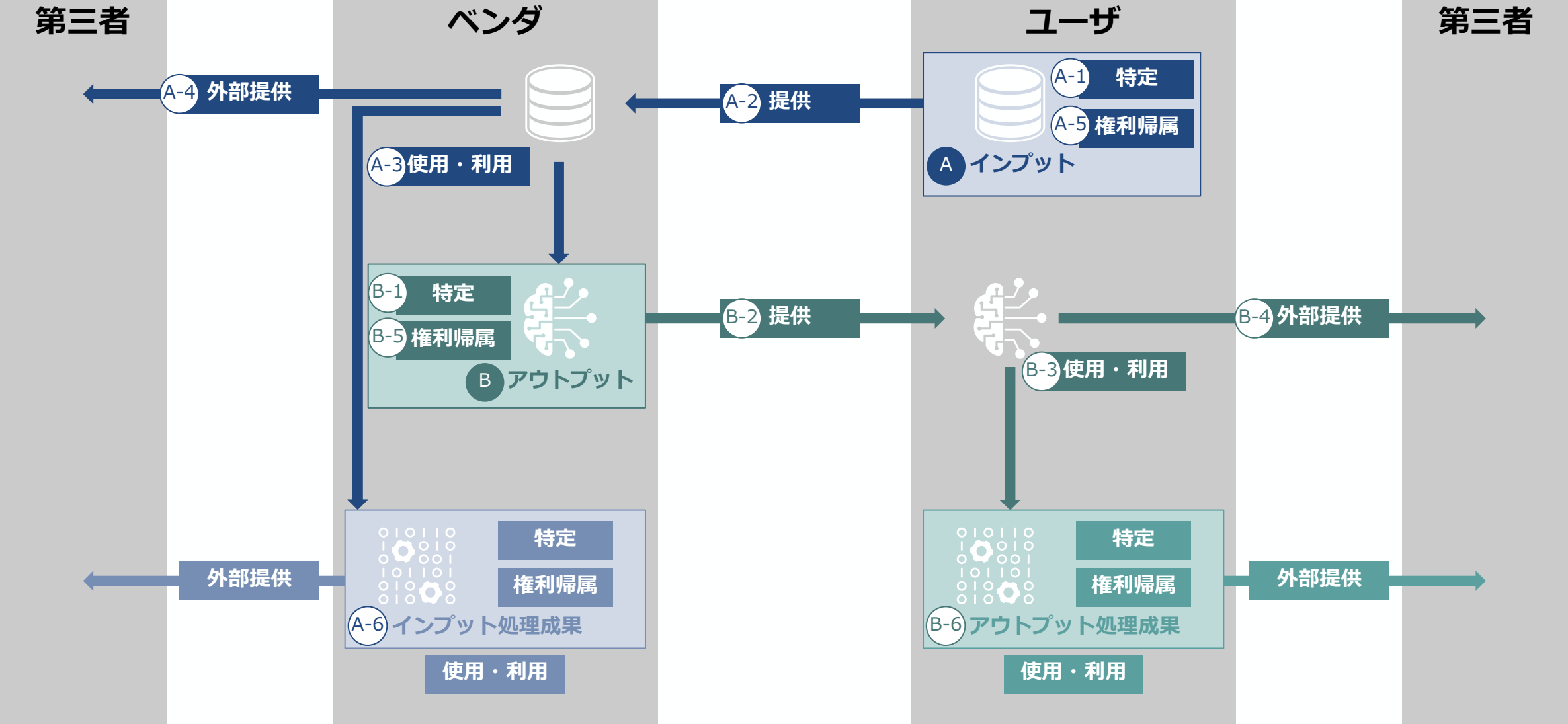
Ⓐ-6 インプット処理成果：学習用データ、中間生成物、派生的知的財産 等

Ⓑ-6 アウトプット処理成果： AI関連サービスが出力するコンテンツを自ら加工したもの 等

これらのAI関連サービスに関連する情報の取扱いに関するルールをチェックする場合、一般論としては、インプット及びアウトプットに対して次の各点をチェックすることが望ましい。

(略)

3.2.チェックリストの対象となる条項（2/2）



アウトプットイメージ（1/2）

- 想定アウトプットは、概要や事実上取りうる対応が記載されており、契約書をすべて読まずとも確認すべきポイントが分かるような、シンプルに一本化されたチェックリスト

想定アウトプット

- **契約書をすべて読まずとも確認すべきポイントが分かるような粒度で具体化**
 - 実務で使用可能とするため、必要に応じて**規制法上の観点等も反映**
- 一方で、ボリュームが多くなりすぎないよう**簡便なものとし、シンプルに一本化する**
 - 既存ガイドラインを網羅的に要約したものではなく、補完するような付属書のイメージ
 - データ編・AI編やユースケース等で分割しない
- **概要や事実上取りうる対応を記載**
 - 別立ての注釈書方式や併記方式など
 - チェックリスト本編には重要度の高いもののみ記載。重要度は低いが記載すべきものがある場合は、補足に記載予定
- 必須要素ではない**ベストプラクティスについても補記**

アウトプットイメージ（2/2）

- チェックリストを含む、以下の4章立てとする方針

アウトプットの構成

- 1 チェックリスト策定の背景・目的、及び、想定読者・利活用場面

- 2 チェックリストの対象とするAI関連サービスのユースケース

- 2.1 AI利活用の流れ
 - 2.2 AIユースケースの主な類型

- 3 チェックリスト

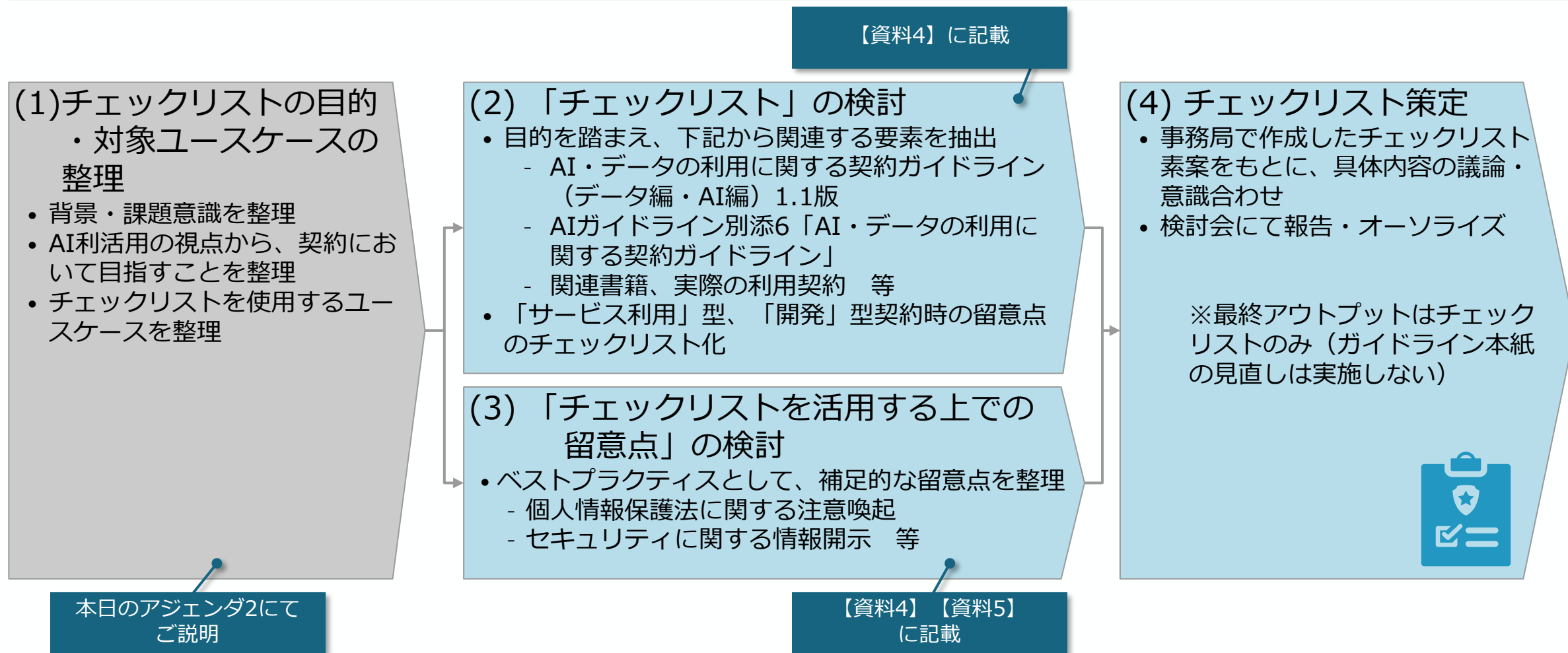
- 3.1 チェックリストの対象者
 - 3.2 チェックリストの対象となる条項
 - 3.3 チェックリスト

- 4 チェックリストを活用する上での留意点

- 4.1 チェックリストを踏まえた対応
 - 4.2 インプット提供に関する留意点
 - 4.3 開発型に関する留意点
 - 4.4 個人情報保護法に関する注意喚起
 - 4.5 セキュリティに関する留意点
 - 4.6 規約改定に関する注意喚起

全体の検討アプローチ

- 整理したチェックリストの目的および対象ユースケースを踏まえて、今後はチェックリストに含むべき要素およびその中で重要なポイントを抽出し、チェックリストを策定する方針



目次

1. 第2回検討会の振り返り	-----2
2. チェックリストの概要に関するご説明	-----6
3. チェックリスト（案）に関するご議論	-----14
4. 今後の進め方の確認	-----20

【資料4】 の位置づけ

- 【資料4】 には、4.4を除き最終アウトプットに含まれる要素をすべて記載している

現状の記載内容

- 1 チェックリスト策定の背景・目的、及び、想定読者・利活用場面

- 2 チェックリストの対象とするAI関連サービスのユースケース

- 2.1 AI利活用の流れ
 - 2.2 AIユースケースの主な類型

- 3 チェックリスト

- 3.1 チェックリストの対象者
 - 3.2 チェックリストの対象となる条項
 - 3.3 チェックリスト

- 4 チェックリストを活用する上での留意点

- 4.1 チェックリストを踏まえた対応
 - 4.2 インプット提供に関する留意点
 - 4.3 開発型に関する留意点
 - 4.4 個人情報保護法に関する注意喚起
 - 4.5 セキュリティに関する留意点
 - 4.6 規約改定に関する注意喚起

チェックリスト（案）に関するご議論

- 【資料4】 AIの利用・開発に関する契約チェックリスト（案） をご確認いただきたい

【資料ステータス】
4.4.個人情報保護法に関する注意喚起を除き、チェックリストに記載予定の要素をすべて記載

※非公表資料（取扱注意）

1. チェックリスト策定の背景・目的及び想定読者

AI¹⁾に関連する技術は日々進化している。AI の利活用機会がさらに拡大することにより、産業におけるイノベーションの促進や社会的な課題の解決にも寄与することが期待されている。これに伴い、AI 技術の利活用に関する契約を締結する場面も増加している。

経済産業省が2018年に公表し、2019年に一部改訂した「AI・データの利用に関する契約ガイドライン」(契約ガイドライン)²⁾は、いわゆる識別系 AI の分野において、AI モデル³⁾(学習済みモデル)が実用化段階に入ったという当時の市場環境を前提に策定されたものである。AI編では、学習済みモデルの開発に焦点を当てて関連する概念を整理するとともに、データ編では、産業データの取扱いに関する基本的な考え方を主に整理している。

もっとも、2022年頃より、基盤モデルに代表される生成AI技術を用いたサービスが急速に普及し始め、AI モデル(学習済みモデル)の開発だけでなく、その利活用の局面における契約の重要性も、以前よりさらに高まっている。また、特に事業活動において AI 技術を用いたサービスの利活用を検討する事業者の増加が顕著である一方で、AI の技術や法務に必ずしも習熟していない事業者が導入を検討するケースも増えている。このような状況下で、AI 技術を用いたサービスを利活用する際の契約実務に関し、以下のような懸念が挙げられている。

- AI の利活用に関する契約に伴う法的なリスクを十分に検討できていない可能性
- 保護されるべきデータや情報が予期せぬ目的に利活用され、また第三者に提供される等、想定外の不利益を被る可能性

議論ポイント（1/3）

資料

【資料4】 3.3 チェックリスト（本体）

ステータス

以下①～③のポイントを踏まえて修正済み

①想定読者との関係で説明の粒度等を調整すべきかを検討

②チェック項目に対する条項例や実際の利用規約の分析に関する記載はしない方向で検討

③統合した方がわかりやすい項目がないかを検討

議論いただきたいポイント

- ①若干の調整を加えた上で、現状の説明の方向性や粒度は、想定読者（原則として法務部担当者や顧問弁護士）との関係で要を得たわかりやすいものとしていただいたと思われる。更に工夫すべき点はあるか？
 - チェック後、適切なアクションに繋がりがやすいものになっているか？
- ②個々のチェック項目に対して条項例や実際の利用規約の分析に関する記載はしない方針にてご提案したい。
※従来のご意見を踏まえた事務局での検討：
 - (a)例文を掲載することはわかりやすさには資する
 - (b)METI公表物として個社の利用規約に言及し、一定の評価を加えることは難しい
 - (c)例文を挙げると「例文どおりの契約条件でなければ受入不可」といった目線感を与えかねない
 - (d)利用規約の顕著な動向を分析できるほどのサンプル数が確保できていない
- ③インプットの「内容」を「提供」にマージ済み。現状の項目分けは適切か？
- 上記の他、現在の記載でカバーされない懸念はあるか？過不足はないか？

議論ポイント（2/3）

資料

ステータス

議論いただきたいポイント

【資料4】
4.1 チェックリストを踏まえた対応

読者がベネフィットとリスクをバランスよく検討できるよう記載ぶりを調整し、必要に応じて下線等で強調

- 左記の調整を行ったが、更に工夫すべき点はあるか？

【資料4】
4.2 インプット提供に関する留意点

データの提供に関する主なリスクや、インプットの取扱いに関する留意点を纏める方向でドラフトを作成

- インプットとアウトプットの取扱いについて特にユーザーの関心となる事項を整理したが、記載内容や粒度は適切か？
- インプットの利用目的に応じた対応の場合分けを示したが（4.2.1～4.2.3）、こうした整理は適切か？

【資料4】
4.3 開発型に関する留意点

契約の性質・システム開発・権利帰属／利用条件の観点からドラフト作成

- 他に記載を追加すべき項目や、拡充すべき内容はあるか？

議論ポイント（3/3）

資料

【資料4】 4.5 セキュリティに関する留意点

ステータス

セキュリティに関するチェック項目に関連し、ユーザとして検討することが有益な事項を纏める方向でドラフトを作成

【資料4】 4.6 規約改定に関する留意点

ご議論を踏まえドラフトを作成

議論いただきたいポイント

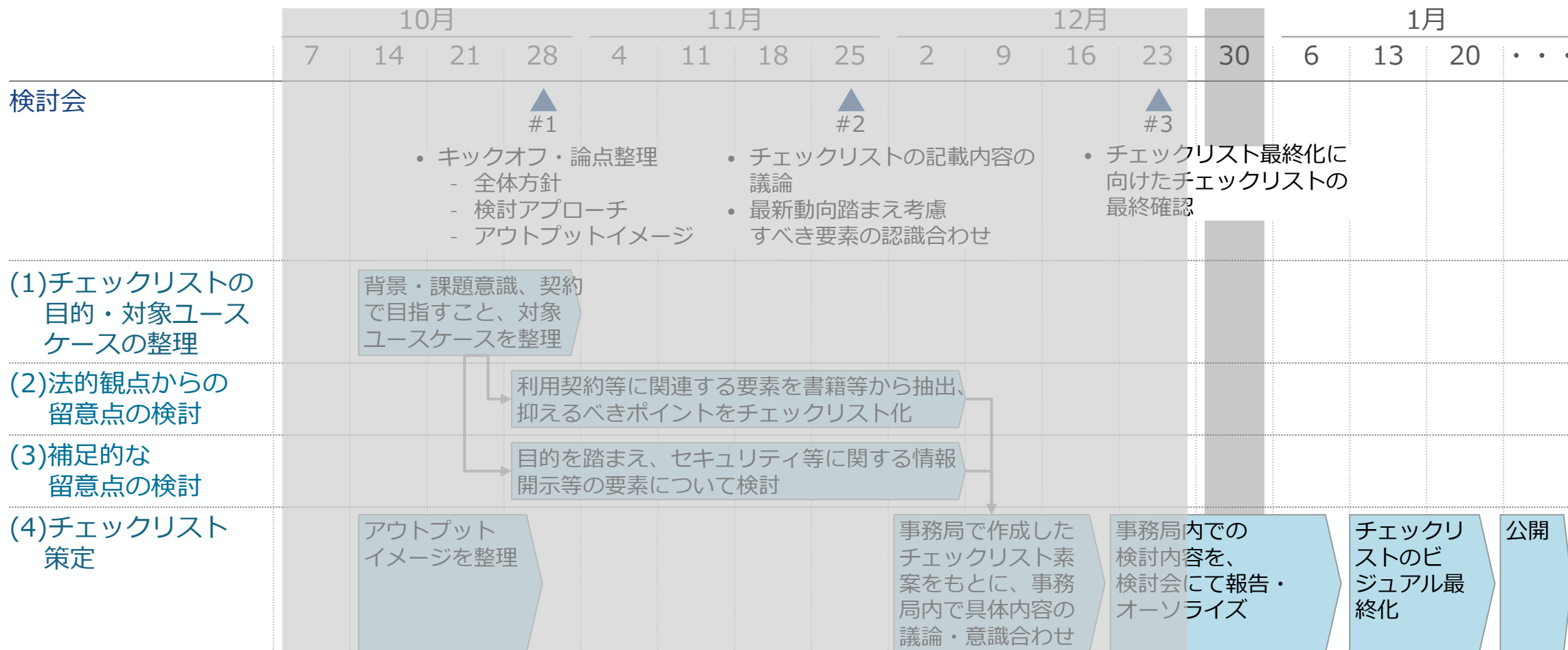
- ユーザの立場から求めるセキュリティを確認・担保できる手段は限定的と思われるが、他に記載すべき事項等はあるか？
- インプットとアウトプットの取扱いについて特にユーザの関心となる事項を整理したが、記載内容や粒度は適切か？
- インプットの利用目的に応じた対応の場合分けを示したが（4.2.1～4.2.3）、こうした整理は適切か？

目次

1. 第2回検討会の振り返り	-----2
2. チェックリストの概要に関するご説明	-----6
3. チェックリスト（案）に関するご議論	-----14
4. 今後の進め方の確認	-----20

今後の進め方

- 本日のご議論を踏まえて、事務局内で調整のうえ主査に一任する形で最終化予定





EOF